

規制改革会議
貿易タスク・フォース

平成19年11月20日
厚生労働省提出資料

1. 現状の執務状況について

- (1) 成田空港における食品検査施設における、曜日別（年間平均）時間帯別（1H単位）の検査件数についてご教示願いたい。
- (3) 成田空港における食品検査の平均所要時間（燻蒸なしのケース）についてご教示願いたい。

(回答)

- (1) 成田空港検疫所における、平成18年の曜日別（年間平均）及び時間帯別（1H単位）の届出件数については、別紙のとおりである。

（なお、検疫所においては、全ての届出に対して審査を行っていることから、検査件数＝届出件数として算出を行った。）

- (3) 成田空港検疫所における届出審査の所要時間

検疫所においては、農産食品、畜水産食品、加工食品、器具・容器包装等、様々な食品等について、個々の届出毎に食品衛生法への適否の審査を行うため、届出審査の平均所要時間についてはその算出が困難である。

4. 食品検査について

- (1) 成田空港における食品検査の現在の執務時間と、それが設定された年代、及び執務時間設定の根拠についてご教示願いたい。
- (2) 植物防疫の執務時間と比較し、食品検査の執務時間が短い、植物防疫並みの執務時間を設定していない理由は何か。

(回答)

(1) 成田空港検疫所食品監視課における執務時間

成田空港検疫所食品監視課における現在の執務時間、それが設定された年代、及び執務時間が設定された根拠は以下のとおりである。

- ① 現在の執務時間：8時30分～21時30分
- ② 設定された年代：平成4年1月
- ③ 執務時間設定の根拠

平成3年までの執務時間は8時30分～19時30分であったが、平成4年の空港第2ターミナルビル完成に伴い、同年1月に検疫所の届出受付時間を食品の輸入届出状況の需要に応じ2時間延長する体制整備を行った。

(2) 植物防疫並みの執務時間を設定していない理由

検疫所における届出審査、検査等については、以下のような体制で常時行っていることから、現行の執務時間で特段の支障は生じていないと認識している。

① 執務時間外の対応

検疫所における執務時間については、検疫所輸入食品監視担当窓口においては、成田空港検疫所に限らず、全ての窓口において、執務時間外においても届出、検査等の需要に対応しているところである。

② 貨物到着前の届出

すべての食品等について、貨物到着予定日の7日前から届出書を受け付けており、検査が必要な貨物や書類上の不備がある貨物等を除き、貨物到着前又は搬入後速やかに届出済証を交付しているところである。

5. 執務時間の24H365日化について

成田空港における食品検査施設の執務時間24H365日化へ向け、課題があるとすればそれは何か。またその解決には何が必要と考えるか。忌憚のないご意見を伺いたい。

(回答)

成田空港検疫所の執務時間については、現在も食品の輸入届出等の需要に対応しているものと考えているが、今後、仮に成田空港検疫所における執務時間が24時間化となった場合においては、食品の輸入届出等の需要に応じて、食品衛生監視員の増員等の体制整備を行うことが必要と考えられる。